

沖縄振興一括交付金(仮称)等の確保を求める意見書

沖縄県の振興については、これまで国の特段の配慮により4次にわたる計画が進められてきた。

しかしながら、いまだ基地問題を初め雇用、失業率、県民所得の水準等がかなり厳しい現状にある。

このため、沖縄独自の施策を主体的かつ効果的に展開していく必要があることから、国が使途を定めない、自由度が高い財源の創設等が新たな沖縄振興のためのさまざまな支援制度を講じることが何よりも必要であり、県及び各団体から強く要請しているところである。

また、沖縄県議会としても、ことし3月10日及び11日に、衆議院議長、参議院議長等に対して、「1. 沖縄振興特別措置法にかわる新たな沖縄振興のための法律の制定、2. 現行の沖縄振興計画の一括計上措置と同等以上でかつ自由度の高い沖縄振興一括交付金(仮称)制度の創設等」について要請したところであり、7月29日には、さらなる進歩を推進する観点から、「沖縄及び北方問題に関する特別委員会を含め、あらゆる機会を通しての国会における議論の推進」について要望し、さらに、去る10月14日には「新たな沖縄振興計画等の実現に必要な所要額の3000億円を確保すること」について要請したところである。

政府も県知事や県議会の要望にこたえて、一括交付金の制度を新たな沖縄振興法に明記し対応することになったことは評価するものである。

しかしながら、沖縄県が求める平成24年度の一括交付金の総額についてはいまだ決定されていない状況である。

よって、政府におかれては、新たな沖縄振興に係る施策の円滑な展開を図る観点から、最大限配慮されるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月16日

沖縄県議会

内閣総理大臣
沖縄及び北方対策担当大臣} あて